



# 長野県報

12月18日(月)

令和5年

(2023年)

第467号

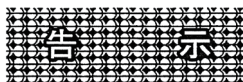
## 目次

### 告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
公共測量の実施(5件)(建設政策課).....	4
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	5

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(9件)(産業立地・IT振興課).....	6
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課).....	15



### 長野県告示第648号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安曇野市(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第649号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第650号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第651号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第652号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小川村（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第653号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町三岳2629の10・2629の11・2629の16・2634の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2629の17、2629の18、2629の20

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第654号**

長野県諏訪地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 3級、4級基準点測量
- 作業期間  
令和5年12月5日から令和6年3月25日まで
- 作業地域  
茅野市

建設政策課

**長野県告示第655号**

長野県犀川砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 数値撮影、数値図化
- 作業期間  
令和5年12月4日から令和6年3月4日まで
- 作業地域  
松本市、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

**長野県告示第656号**

長野県犀川砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 数値図化
- 作業期間  
令和5年12月4日から令和6年3月4日まで
- 作業地域  
大町市、安曇野市、北安曇郡池田町

建設政策課

**長野県告示第657号**

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 基準点測量

- 2 作業期間  
令和5年11月14日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域  
中野市

建設政策課

**長野県告示第658号**

筑北村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 筑北村農道台帳作成業務
- 2 作業期間  
令和5年10月27日から令和6年3月12日まで
- 3 作業地域  
長野市、松本市、千曲市、安曇野市、小県郡青木村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

**長野県告示第659号**

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 2級基準点測量
- 2 作業期間  
令和5年9月8日から令和5年11月30日まで
- 3 作業地域  
北佐久郡御代田町

建設政策課

**長野県告示第660号**

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年12月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 3級基準点座標・標高改算
- 2 作業期間  
令和5年10月25日から令和5年11月27日まで
- 3 作業地域  
北佐久郡御代田町

建設政策課